

仙台市特別支援教育推進プラン2023(中間案)に関するパブリックコメントで寄せられた意見と本市教育委員会の考え方について

■ 第1章_策定の趣旨と位置付け (1件)

No.	ページ	項目	意見(要約)	本市教育委員会の考え方(案)
1	2	本プランの位置付け	<p>ここに書かれている「インクルーシブ教育システム」の定義は、文部科学省が、障害者の権利に関する条約第24条の内容を切り取ってつぎはぎして作られたものだと思いますが、何度読んでも、この文言だと、本来の「インクルーシブ教育」を誤解してしまう方々が増えてしまうと危惧を感じました。特に心配を感じた点は、1「障害を持っている方を、教育によってその方の能力を最大限度まで発達させるシステム」のように読めてしまうこと、2「自由な社会に『効果的に』参加する」という文言の「効果的」の意味がわかりづらく、効果的でない参加は否定されているように読めてしまうこと、3障害のある者と障害のない者が共に学ぶこと(インクルーシブ教育)そのものが、障害のある子どもたちの権利そのものであるにもかかわらず、「システム」を付けることで、権利とは別の形にすり替わっていて、障害のある子どもたちをありのままではなく、最大限に発達させて効果的に社会に参加させてあげましょう、という、やや大きなお世話的な、上から目線の仕組みに読めてしまうこと、です。</p> <p>このことを貴委員会に申し上げてもどうしようもないのかもしれませんが、上記のように誤読・誤解する教育者が増えないように、まず「インクルーシブ教育」とは、「障害のあるなしにかかわらずに、同じ学校や学級に通い、必要に応じた支援を受けられることである。」と先に記載して、そのことを実現していくために考えらえた仕組みが「インクルーシブ教育システム」であることを明記してもらいたいです。</p> <p>このプランを読んで実際にこのプランを進めていく大勢が、インクルーシブ教育を誤解なく理解し、方向性を合わせて進めていけることが重要であると思います。</p>	<p>本プランで表記している「インクルーシブ教育システム」の定義につきましては、中央教育審議会の特別支援教育の在り方に関する特別委員会における「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(平成24年8月)に依拠しております。</p> <p>いただいたご意見も参考にしながら、「インクルーシブ教育システム」の趣旨を学校現場等に的確に周知できるよう努めてまいります。</p>

■ 第2章_障害のある子どもたちを取り巻く現状 (1件)

No.	ページ	項目	意見(要約)	本市教育委員会の考え方(案)
2	4	仙台市の状況	<p>資料1には、仙台市の小、中学校77,545人の児童生徒数のうち、特別支援教育を受けている数2,489人、3.21%とあるが、内90人は特別支援学校の児童生徒であり、その数を引く2,399人、3.0%が特別支援学校の生徒ではない仙台市立小・中学校に在籍する子どもである。3.0%というデータからはグレーゾーン生徒、診断の付いている生徒に対し、十分な支援が市として出来ているのか、学級崩壊やいじめのデータなどからは、教師や保護者、関係機関への多大なる負担や、渦中の子どもたちに対する十分な教育機会の確保や適切な教育環境の確保がされているのだろうか。障害を個人の能力の欠如と考えずに社会環境の不備によって抑圧されている状態と考えると、障害者が自分の持っている能力に気づいて発揮できるように個人を支えると同時に社会環境の改善を行なっていく事がエンパワメントに繋がっていく。(出典 精神保健福祉の理論と相談援助の展開1 P11)</p> <p>障害を足(障害)と靴(社会)に例える、障害を個人の属性とするのではなく、社会問題として解決方法を導くには、そのための学校の役割とは、自殺の予防1プリベンション(未然防止)2インターベンション(危機対応)3ポストベンション(事後対応)とあり、北海道のいじめによる生徒の自殺に対する学校や教育委員会の対応の悪さに心を痛め、学校におけるメンタルヘルス、小学校低学年に多い多動性障害、広汎性発達障害の児童が同年代の者との良好な交流や社会の価値尺度の習得がしばしば困難でいじめの対象になりやすく、周囲の無理解により身体症状、精神症状を呈する危険を持つことがないよう、生きづらさを見つけ、丁寧にアセスメントし、支援をしていただきたい。</p>	<p>本市教育におきましては、仙台市教育構想2021に基づき、不登校や、障害のある児童生徒など、様々な環境にある一人ひとりが可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活を送ることができるよう、それぞれの状況を踏まえ多様性に応じた教育機会の確保に努めてまいりました。また、学校教育全体を通して、命を大切に作る心や自己肯定感、規範意識、公共の精神、自他を尊重し思いやる心、よりよい人間関係を築く力など健やかな成長の礎となる豊かな心を育み、いじめ防止等対策の総合的な推進を図っているところでございます。</p> <p>今後も、本プランの各施策を含め、それらの取組の充実に努めてまいります。</p>

■ 第3章 プラン2018の取組状況と課題 (11件)

No.	ページ	項目	意見(要約)	本市教育委員会の考え方(案)
3	6	プラン2018の取組状況	プラン2018の取組状況を見ますと、この5年間で取組みが確実に進められ、特別支援教育を充実させてきたことがうかがえます。教育委員会や学校の努力を多とします。	各施策につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の期手に基づき実施する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」と連動させながら、年度ごとにPDCAサイクルによる進行管理を行い、効果的な事業の推進を図ってまいりました。今後も、定期的に点検・評価を行い、達成状況を確認しながら、着実な遂行に努めてまいります。
4	7	保護者・市民への啓発	作品展等を通して「障害のある児童生徒の理解促進を図ってきました。」→市民への啓発したい内容は、「障害のある児童生徒の理解」ではなく、「『スペクトラム(連続性)や多様性』という考え方」のほうではないかと思えます。	保護者や市民の皆様への理解啓発につきましては、これまでも「私たちの作品展」を通じて障害児理解を図ってまいりましたが、その他にも本プランでは基本方針Ⅰ「ふかめる」の事業「7」や「8」における取組の中で、特別支援教育の理解促進に努めてまいります。
5		交流及び共同学習	「交流及び共同学習」の定義として、「障害のある子どもと障害のない子どもが～」の文章がありますが、障害の考え方がスペクトラム(連続性・きっぱりわけられない)や多様性という考え方に移行してきているなかで、この「ある・ない」という表現や「交流」という考え方が、そぐわなくなっているのではないかと思えます。	「交流及び共同学習」につきましては、障害者基本法における教育に関する条文(第16条第3項)で、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を推進しなければならない」とされており、これを受け、現行の学習指導要領においても、交流及び共同学習の推進が明記されておりますことから、本プランにおいても原案のままといたします。
6	8	多様な学びの場の充実	特別支援学校を見学した時には特別支援学級への入級を勧められる一方、アーチルでは、「学びの場としては特別支援学校も良いのではないか」と言われたことがあり、親としては困惑した。	本市では、就学先の決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から合意形成を図っております。ご意見の趣旨を踏まえ、今後もよりより就学支援の在り方を検討し、関係機関等との連携も図りながら、本人・保護者の皆様が安心感を持って入学を迎えられるよう努めてまいります。
7	10	特別支援教育コーディネーターの活動の充実	特別支援教育コーディネーターについては、多くが学級担任等の校務を兼任とありますが、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加するなか、専任とする必要があると考えます。	特別支援教育コーディネーターの活動を充実させることは、特別支援教育を更に推進していくうえで欠かせない重要な課題であると考えます。本市ではこれまで行ってきた国への専任化(教員の加配)の要望を継続するとともに、校務の分担を調整するなどコーディネーター機能を発揮しやすい環境づくりに努めてまいります。

No.	ページ	項目	意見（要約）	本市教育委員会の考え方（案）
8	11	通常 ^の 学級・特別支援学級・通級指導教室の教育力の向上	学級数が少ない障害種（弱視、難聴、肢体不自由、病弱・身体虚弱）については、県立の視覚支援学校や聴覚支援学校等の特別支援学校と連携して、研修会や情報交換などを行って担任の指導力向上を目指せたらいいと考えます。	ご指摘のとおり、学級数が少ない障害種の特別支援学級や、通常の学級に在籍する弱視、難聴等の児童生徒につきましても、より高い専門性を有する特別支援学校の研修協力機能や情報提供機能を活用した支援が有効であると考えます。県立の特別支援学校のセンター的機能の活用も視野に入れた担当者の指導力の向上を図ってまいります。
9	特別支援学級担任、通級指導担当者→だけに限定せず、全ての教員の指導力の向上が課題 研修して終わりではなく、実践して報告し、検証までが人材育成に必要。担任任せにするのではなく、学校全体でチームとして一人の生徒への対応を考える機会が経験不足を補うと考えます。一人の意見で指導方法を決定するのではなく、様々な経験の職員が意見を出し合い、協力、助け合える環境が教員の負担軽減にもつながると思います。		これからの学校教育においては、全ての教員が、障害の特性等に関する理解と指導力を高め、個別の教育支援計画や個別の指導計画等の特別支援教育に関する基礎的な知識を身に付けることが重要であると考えます。教員一人ひとりが「障害の社会モデル」の考え方を踏まえ、校内の教員同士の連携はもとより、必要に応じて校外の教育資源を活用した課題解決が図れるよう努めてまいります。	
10	特別支援学級、特別支援学校の教育力の向上も良いと思うが、インクルーシブ教育を目指すならば、どの教員も、どの子どもに対しても指導できるようにしていくことが必要なのではないか。			
11	12	通級による指導の充実	通級による指導を受けたい児童生徒も増えています。しかし、家庭環境から、通級指導教室設置校への送迎が困難なケースもあり、通級指導を受けられない児童も多くいます。また、通えるようになっても週1回程度となってしまうケースが多いように感じます。はぐくみ教室への通級を検討する児童の特性を考えると、週1回の指導では定着が難しいケースもあるように感じます。一人の児童への支援を豊かにするためには、担当者の力量を高めるだけでなく、設置校を増やすこと、全校配置が必要と思います。また、不登校の児童生徒には、発達の課題を抱えている児童もおり、それらの児童も支援を受けられるよう、通級指導教室の設置数が充実すると、不登校の状態になる前に対応できるケースも多くあるのではないかと感じます。	通級による指導体制の充実は、本市の特別支援教育において重要な課題の一つであると考えます。本プランにおいては、基本方針Ⅲ「つくる」の事業「33」において、巡回方式による指導を実施し、自校通級、他校通級の指導形態を含め、通級指導教室の整備を進めることで、子どもたち一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行えるように努めてまいります。
12	14	「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用の推進	保護者からの申し出があった児童に対する計画作成率が90%を超えているが、保護者との共有ができていないか疑問である。活用の推進を図っていくとあるが、勝手に計画を作成するのではなく、保護者、関係機関との連携を図り、意見を集約した計画でなければ、子どもに合った支援計画とは言えないのではないかと感じます。せめて、保護者が配慮の申し出をしている場合だけでも、支援計画の共有を必須にし、福祉事業者と同様に半年に一回、保護者から押印してもらうべきと考えます。	本市における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の取扱いにつきまして、通常の学級に在籍し、発達障害の診断を受け、保護者から配慮してほしいと申し出があった児童生徒につきましては、特別な事情がない限り、作成するよう努めることととしています。また、各学校に、以下の内容を通知し、作成と活用の着実な取組を促してきたところでございます。 ・作成に当たっては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と連携し、当該児童生徒の支援に関する必要な情報の共有を図ること。 ・作成する際に、本人や保護者に趣旨や目的を十分に説明して理解を得るとともに、関係機関等との情報共有や進学先等への引継ぎに活用することについて、あらかじめ対象となる関係機関等や引継ぎ先、内容等を明確にし、同意を得ておくこと。 ・作成した個別の教育支援計画は保護者にも渡し、共有すること。 今後も、基本方針Ⅳ「つなげる」の事業「39」において、各学校の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の活用状況を検証し、課題を改善していくとともに、更なる活用に向けた取組を行ってまいります。
13		幼保小・小中・中高の連携の強化	教育相談会にサポートファイルを持って行ったが見る事なく終わった。	サポートファイルにつきましては、就学の時期はもとより、入学後も継続して活用することを想定しております。引き続き、サポートファイルが障害のある子どもたちの支援に有効に活用されるよう、市立学校（園）への周知を徹底してまいります。

■ 第4章_基本方針 (5件)

No.	ページ	項目	意見(要約)	本市教育委員会の考え方(案)
14	16	仙台市の特別支援教育が目指す理念	「障害の社会モデル」の考え方を踏まえる、ということが新たに示されました。これは大変重要な考え方であり、大賛成です。ただ、この考え方を導入すると、具体的にどのような変化が生じるのかが今ひとつイメージしにくいです。「1仙台市の特別支援教育が目指す理念」にもう少し説明がほしいところです。	本プランでは、「障害の社会モデル」の考え方を広く普及させていくことが重要であると考えております。ご意見も参考にしながら、本プランの「分かりやすい版」において「障害の社会モデル」の考え方の具体例を示すなど、理解がより深まるよう努めてまいります。
15			「障害の社会モデル」の考え方が重要であることはまちがいないのですが、特別支援教育においては、肢体不自由や重複障害の生徒さんのことを理解する上では、「社会モデル」だけでは十分ではないと考えます。生徒さん一人ひとりの心身機能(発達段階)面の理解も高めていく必要があると考えます。	ご意見を踏まえ、子ども一人ひとりの障害の特性等も考慮しながら、「障害の社会モデル」を含めた障害の捉え方について理解・啓発を図るよう努めてまいります。
16	16	全般	第3章の4つのテーマの各課題が、第4章の4つの基本方針に反映されていないと感じます。特に、「第3章4：つなぐ」の課題「関係機関等との横の連携の更なる充実、生涯学習施策とも連携した切れ目のない支援の実現」が、「第4章：基本方針IVつなげる」で「学校・家庭・地域・関係機関・施策等をつなぎ、子どもを中心においた、継続的で一体的な切れ目のない支援の提供を目指します」と示されていますが、学校・家庭・地域・関係機関・施策等をつなぐリーダーシップをどこがとるのが明確でないために、支援が途切れる例があります。学齢期の支援の一本化を図る主体者は学校であり、その重責を担うだけの力量をつける努力を学校並びに担当教員に求めたい。そうでなければ「継続的で一体的な切れ目のない支援」は言葉だけのものになります。	本プランの策定に当たっては、プラン2018の取組状況を評価し、各施策を統合・再編することを通して、より効果的な体系となるよう努めております。ご意見の趣旨を踏まえ、再度、第3章の各課題と第4章の基本方針との関連性を確認した上で、各施策の確実な実行に努めてまいります。
No.	ページ	項目	意見(要約)	本市教育委員会の考え方(案)
17	17	目指したい地域の姿	「障害の社会モデル」の考え方を踏まえた理解を広く浸透させ～、のところが表現が、一般市民として気になります。→「障害の社会モデル」の考え方が広く浸透するように～、などの表現が適切ではないかと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、当該箇所に記載する内容を検討してまいります。
18		ICTの積極的な活用	障害のある子ども達は従来の教育の仕方ではなかなか身に付かない。ICTを積極的に活用し、子ども達の能力を伸ばして欲しい。見学した限りでは特別支援学級、特別支援学校とも活用しているとは言い難い。GIGAスクール構想とともに推進していただきたい。	本プランでは、第4章「基本方針」において、障害のある児童生徒におけるICT活用の意義と取組について触れております。本プランと同様、現在策定を進めております「仙台市学校教育情報化推進計画(令和5年度～令和9年度)」に示された取組も踏まえながら、ICTの積極的な活用を図り、障害のある子ども一人ひとりが、自己選択、自己決定の力を高め、誇りを持って成長していけるよう、最新の技術も取り入れた取組を進めてまいります。

■ 第5章_各施策及び具体的取組_基本方針Ⅰ「ふかめる」 (7件)

No.	ページ	項目	意見(要約)	本市教育委員会の考え方(案)
19	20	交流及び共同学習の推進	障害理解教育において学校で活用できる事業が以前のプランよりも増えている。東京パラリンピックの後も事業を広げていこうという姿勢が素晴らしい。新プランにおいても「ふかめる」が基本方針の最初に位置づけられていることから、本市が特別支援教育における障害理解教育を大切に扱っていることが伝わってくる。今後とも充実に努めていただくことを期待している。	本市では、子ども一人ひとりを大切にした教育の実施と、「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を両輪として、特別支援教育を推進してまいります。障害理解教育はその重要な取組の一つであり、基本方針Ⅰ「ふかめる」の各施策の確実な実行に努めてまいります。
20		居住地校交流の推進	「3居住地校交流の推進」について、充実させていくのは良いと思いますが、コロナ禍前も含めてどれぐらい行っていたのでしょうか？ 「行かせたかったけど行けなかった」、「行って良い雰囲気なのか？」など行かせる方の戸惑いや不安、行かせたかった理由などの調査をしっかりとやって、互いに実りあるものの実現を期待します。特に、中学ではどれぐらい利用してる方がいるのでしょうか？鶴特からだけでなく、小松島支援学校や光明支援学校などの「宮城県教育委員会」管轄の児童生徒の利用等の実態も、よく調べてほしいです。	居住地校交流につきましては、毎年、教育委員会から各学校に実施に関する通知を出し、その取組を促してまいりました。鶴谷特別支援学校においては、コロナ禍以前は小学部・中学部の児童生徒が1年に1～2回交流を実施してありますが、コロナ禍においては、手紙・ビデオレター等での間接的な交流学習を主として実施しております。また、宮城県教育委員会が主催する「居住地校学習推進事業」の中で、本市に居住する県立特別支援学校在籍児童生徒の仙台市立小中学校における居住地校交流の取組等について情報共有しております。 今後、ご意見を踏まえつつ、基本方針Ⅰ「ふかめる」に基づき、県立特別支援学校を所管する宮城県教育委員会との連携も深めながら、居住地校交流の取組がより一層充実したものとなるよう努めてまいります。
21		校内での情報共有	特別支援学級で担任が替わるたびに子どもの障害の特徴について説明しなくてはならないということをよく耳にします。教師間での共通理解も必要なことと思いますが、引継ぎもしっかり行ってほしいと思います。	校内での引継ぎに関しましては、基本方針Ⅳ「つなげる」の「39各ライフステージにおける切れ目のない支援の実施」において、更に取組が充実するよう努めてまいります。また、事業「4」の項目名を「校内での情報共有」から「校内での理解促進」に変更することで、取組内容が基本方針Ⅰ「ふかめる」に基づくものであることをより分かりやすくいたします。
22	20	基本方針Ⅰ「ふかめる」全般	「児童生徒における相互理解の促進」、「教職員における障害理解・障害者理解の促進」、「保護者・市民に対する特別支援教育の理解促進」について。 「インクルーシブ」な視点に立つと、障害は特別なことではなくなり「共に生きる」「共に学ぶ」のであって、そこに境は無くなります。“理解から歩み寄り”のではなく、“共生という俯瞰した視点”に立つことはできないのでしょうか。 特別支援教育の理念を公立学校全体の理念とすることで、インクルーシブ教育は可能になるのではないかと感じていて、全ての子の最善のためにそれが実現されて欲しいと願っています。	本市教育の理念と方針を定めた「仙台市教育構想2021」の基本方針Ⅲでは、多様性を尊重し、誰もが能力をを最大限に発揮することができる教育を目指し、特別支援教育の充実を図ることとしてまいります。これを受け、本プランにおいては、「大切なひとり 共に生きるみんな」を理念に掲げ、第1章「2本プランの位置付け」及び第4章の「1仙台市の特別支援教育が目指す理念」において、ご指摘にある「共生」の視点を踏まえた取組の推進について触れてございます。 障害理解教育の意義については、中央教育審議会の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」の中で、「障害者理解を推進することにより、周囲の人々が、障害のある人や子どもと共に学び合い生きる中で、公平性を確保しつつ社会の構成員としての基礎を作っていくことが重要である。」とされているところです。本プランでも、障害理解教育などの各施策を通して、全ての子どもが健やかに成長していけるよう努めてまいります。

No.	ページ	項目	意見（要約）	本市教育委員会の考え方（案）
23		関係機関との情報共有による多角的な児童生徒理解の推進	就学前の療育でどんなに成果を出しても、小学校の理解がなく、また入学後に崩れてしまうお子さんが散見されることを残念に感じます。環境によって出せるパフォーマンスが変わる子どもたちなので、学校の先生方にも知識を持って対応していただきたいです。また、幼保小の連携だけでなく、療育機関との連携も強化していただけると、よりよい引継ぎがなされ、子どもたちの環境づくりに役立てられると思います。	教員の指導力・専門性の向上につきましては、基本方針Ⅱ「たかめる」において取り組むこととしております。教員が児童生徒の立場から必要な支援を一緒に考え、必要に応じて、本人にかかわる関係機関とも連携を深めながら、子ども一人ひとりの特性に応じた支援に努めてまいります。
24			多角的な児童生徒理解にも児童館と児童デイは必須。学校だけで理解しようとしてきた体質からCS（コミュニティスクール）の活用へ。	ご指摘のとおり、多角的な児童生徒理解において、家庭や学校以外の場として多くの時間を過ごす児童館や放課後等デイサービス事業所が果たす役割は大きいと考えます。事業「5」につきましては、「関係機関」という文言にそうした意味を含めていますことから、原案のままいたします。
25		本プランの積極的広報	積極的広報のところが表現が、一般市民として気になります。→「障害の社会モデル」の考え方や、本市の特別支援教育の目指している姿を分かりやすく広報し、子ども一人ひとりが安全で～などの表現が適切ではないかと考えます。	ご意見の趣旨を踏まえ、当該箇所に記載する内容を検討してまいります。

■ 第5章 各施策及び具体的取組 基本方針Ⅱ「たかめる」（9件）

No.	ページ	項目	意見（要約）	本市教育委員会の考え方（案）
26	22	教員の指導力・専門性の向上	全体をとおして「教員の指導力」という表現で書かれてありますが、その本質は、「子どもを理解する力」と「支援力」だと思います。「指導」という言葉は「教え導く」という子どもより少し先に立って導くイメージとなり、教員の先生方が、この「指導」という言葉にがんじがらめになっているようにも感じます。特別支援教育プランであるので、あえて「指導力」ではなく、「子どもを理解する力」と「支援する力」（子どもたちと保護者さん方を下支えするイメージの言葉）で表現していくことは、教員の先生方にとっても大事なことだと考えます。	市立学校におきましては、学校教育法に基づき、各学校で教育課程を編成することになっており、その際の基準となる学習指導要領に基づきながら、日々の教育活動を行っております。これは特別支援教育につきましても同様でございます。本プランでは、学習指導要領で用いられている文言等を参考にしながら計画を作成しており、「指導」という言葉につきましても、同様の観点から原案のまま使用することといたします。 ご指摘にありました「子どもを理解する力」や「支援する力」につきましては、教員にとって重要な資質であると考えますので、ご意見として承ります。
27			特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を担当する教員は特に、特別支援教育に関する高い専門性が求められます。専門性のある先生の数が足りないこと、専門性のある先生がこれからどんどん退職を迎えることを考えると、非常に危機的な状況にあると思います。これをいい方向に変えていくためには、大局的な施策の方針が重要です。具体的には「教員養成」「教員採用」「研修」「教員の人事異動」を総合的にとらえ、戦略的な施策を立案することが必要だと考えます。今後、特別支援教育を担当する部署だけではなく、採用、研修を担当する部署が協働し、教育委員会全体として検討を進める等の提示があると心強いです。	ご指摘のとおり、特別支援教育を担う人材の確保、養成につきましては、重要な課題であると考えおります。本プランでは、基本方針Ⅱ「たかめる」等において、教員の指導力・専門性を高める取組を行うほか、基本方針Ⅲに「I 新たに現出する課題への対応」において、こうした課題への対応にも注力してまいります。
28			なぜ子どもが大声を出しているのかなど、各学年などで発達障害に関する研修を行い、理解してもらいたい。特別支援学級でも、より多くの先生方から見てもらえたらと思います。また、いじめに繋がるかもしれないので、きょうだい児への支援も必要である。学校側や、行政のフォローもできたらいいなと考えておりました。それで、いじめに繋がることもあるかもしれないので。本人は難しいことも多い世界で生きていますので、どの子にとっても成長が見えるような学びの場を親が納得して選んでいけるとよいと思います。	ご意見として承ります。4つの基本方針を踏まえた取組を着実に推進し、子ども一人ひとりの学びと成長を支えるとともに、障害のある児童生徒の保護者への支援の充実にも努めてまいります。

No.	ページ	項目	意見（要約）	本市教育委員会の考え方（案）
29	23	障害のある児童生徒の保護者への支援の充実	<p>学校現場だけで保護者支援をするのは教員の負担増になります。アーチルや相談支援事業所、放課後等デイサービスなどの福祉事業所と連携し、子どもと保護者を支える仕組みが必要だと思います。保護者が学校とやりとりすることは大きな負担です。子どものことを理解している支援者が連携して、意見を聞き合う場はありますか。保護者が声を上げなければいけないという現状を知って欲しいです。</p> <p>学校は、教育現場以外にも福祉の現場を知ることが大切だと思います。学校では不応行動をする生徒がどうして福祉の現場では落ち着いて過ごしているのか。そのために福祉の現場ではどのような工夫や取り組みをしているのか、お互いの情報の共有が不可欠だと感じます。</p> <p>最大の保護者支援は子どもが元気に学校に通ってくれることです。ただそれだけが保護者の願いです。</p>	<p>本人への支援に限らず、保護者への支援についても、学校と関係機関等が連携・協働していくことは重要であると考えます。第6章「本プランの推進にあたって」に示しましたように、各学校においても、多様な主体とのパートナーシップを強化しつつ、本人や保護者への支援を充実させてまいります。</p>
30		専門性を蓄積していく管理職の資質向上	<p>「仕組みづくりを推進」「管理職の資質向上」とあります。「管理職の資質向上を図り、仕組みづくりができるようにする」ではなく、「仕組みづくりを推進」と表現すると、教育委員会と体制づくりへの信念が薄まってしまうように感じられてしまいますが、あえてこの表現としたのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の項目は、基本方針Ⅱ「たかめる」に位置付けておりますことから、管理職の資質向上に焦点を当てた文末表現としております。ご意見を踏まえながら、しっかりと体制づくりが行えるよう取り組んでまいります。</p>
31	23	各校（園）内における特別支援教育の推進	<p>学校において特別支援教育コーディネーターが果たす役割は大きい。大きな役割を果たせる人材を育てているということにもなる。素晴らしいことだと考える。人材育成には時間がかかる。今後も多様な教育的ニーズに応えることができる力のあるコーディネーターが育っていくよう、研修を継続して行っていただきたい。</p>	<p>本市では、これまで毎年90名程度の特別支援教育コーディネーターの養成を行ってまいりました。今後、教員の世代交代が進むことが見込まれることから、今後も継続して養成研修を実施し、特別支援教育の推進役である特別支援教育コーディネーターの人材確保に努めてまいります。</p>
32	24	発達障害児教育検討専門家チーム等の活用	<p>表現が気になります。 （修正案） 発達障害及びその可能性のある児童生徒への「支援内容」等ついて一緒に考え、児童生徒さんの困り感に寄り添う支援を行うため、専門家チームや巡回相談員を派遣します。</p>	<p>ご意見として承ります。当該箇所に記載する内容は原案のままいたします。</p>
33		鶴谷特別支援学校のセンター的機能の活用	<p>表現が気になります。以下の表現が実情に即した適切な表現と考えます。 （修正案） ・特別支援学校が有する「支援」のノウハウを「共有」し、特別支援学級の「支援力」を高めます。 ・OT・PTを各校（園）に派遣し、各校（園）で取り組んでいる支援について一緒に考え、児童生徒さんの困り感に寄り添う支援の考え方を共有し、特別支援学級の支援力を高めます。 ・STを特別支援学級に派遣し、各校（園）で取り組んでいる支援について一緒に考え、児童生徒さんの困り感に寄り添う支援の考え方を共有し、特別支援学級の支援力を高めます。</p>	
34			<p>なぜOT・PTの派遣の時期が小学校1年生、4年生、中学校1年生に限定されているのか、何を目的に行くのが明記されておらず、表現が不十分であると思われる。</p>	<p>ご指摘の内容につきましては、当該文章の冒頭に「入学による環境の変化や入学後一定期間が経過し、支援内容の再検討が必要になる節目の時期」と記載し、派遣の意義や目的について触れておりません。</p>

■ 第5章 各施策及び具体的取組 基本方針Ⅲ「つくる」 (4件)

No.	ページ	項目	意見(要約)	本市教育委員会の考え方(案)
35	25	就学支援体制の充実	就学先の審議方法として、アーチルで受ける入学前検診の結果が重要視されることについて疑問を感じます。また、教育委員会の方が何度も支援学校へ入学するよう説得の電話をすることにも疑問です。特別支援学級、特別支援学校での教育が適切と通知がきますが、保護者にとってその紙1枚、その1文が苦痛です。保護者がどちらでもよいと選べる書き方の工夫をしていただきたいと思います。	本市では、就学先の決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から合意形成を図っております。ご意見の趣旨を踏まえ、今後もよりより就学支援の在り方を検討し、関係機関等との連携も図りながら、本人・保護者の皆様が安心感を持って入学を迎えられるよう努めてまいります。
36			他の市では幼稚園の先生が同行しているところもあるようで、普段の様子など分かりやすく伝えることができると思いました。	
37	26	通級による指導体制の充実	「モデル校において実施している巡回方式による指導を展開する」とありますが、「展開」とはどういった意図のものか分かりづらいと思います。「増やしていく」のか、「(モデル校のみで)継続する」のか、近い将来の方向性を明確にすることが必要だと思います。通級による指導を望む保護者は多く、送迎や授業を抜けることの負担から、踏み切れない家庭も多くあります。「整備を進める」ことの内容を、明記してほしいと考えます。	巡回方式による指導につきましては、今後も継続していく方針です。ご意見の趣旨を踏まえ、当該箇所に記載する内容を検討してまいります。
38	26	多様なニーズに対応するための教育環境の整備	特別支援教育コーディネーターの校務兼任による時間的な制約の課題の改善を事業の中に明記したことは、具体的取組への一歩となると期待している。現在、各校の校内努力と工夫によってコーディネーターが有効に活動できる環境づくりに努めているが、それには限りがある。仙台市の取組としてコーディネーターがその力を十分に発揮できる環境を整え、本人・保護者の生活の安心と充実につなげられるようにしていってほしい。	特別支援教育コーディネーターの活動を充実させることは、特別支援教育を更に推進していくうえで欠かせない重要な課題であると考えます。本市ではこれまで行ってきた国への専任化(教員の加配)の要望を継続するとともに、校務の分担を調整するなどコーディネーター機能を発揮しやすい環境づくりに努めてまいります。

■ 第5章 各施策及び具体的取組 基本方針Ⅳ「つなげる」 (9件)

No.	ページ	項目	意見(要約)	本市教育委員会の考え方(案)
39	27	各ライフステージにおける切れ目のない支援の実施	関係機関とあるが、公的機関を指すのだろうか。「切れ目のない支援」は最近よく耳にするが、具体的にどうしていくのかを敢えて書く必要があると思う。「言葉」だけで終わらせてほしくない。仙台市発達障害児者地域連絡協議会での議論及び方向性を融合していく必要あり。	本プランにおいて、「関係機関等」とは、3ページの脚注にございますように、「医療・保健・福祉・労働等に関する業務を行う機関やその部署及び民間団体」を指しております。基本方針Ⅳ「つなげる」では、こうした関係機関等との連携を図りつつ、各施策の取組を着実に進めてまいります。また、本プランに関連する他の計画等も踏まえながら施策の実現に努めてまいります。
40			「39各ライフステージにおける切れ目のない支援の実施」の4番目の「高等学校への引き継ぎ」ですが、どのように引継ぎしていくのか、充実させていくのか、もう少し具体的に明記してはいかがでしょうか？義務教育がおわり、特別支援学校高等部に進学するにしろ、普通高校等に進学するにしろ、保護者も本人も一番不安定になりますので。また、特別支援学校高等部の多くは、「宮城県教育委員会」が管轄となり、市の支援とはまた違うと、入学後、感じました。	高等学校等への引継ぎにつきましては、「個別的教育支援計画」等による情報共有のほか、本市独自の「仙台中高連携サポートシート」を活用した取組を進め、平成29年度からは県立や私立の高等学校へもその対象を拡大するなど活用の促進を図ってまいりました。今後も、障害のある生徒が、高等学校等への入学後速やかに必要な支援を受けることができるよう、各中学校独自の引継ぎ様式の活用を含めて、取組の充実に努めてまいります。

No.		意見（要約）	本市教育委員会の考え方（案）
41		基本方針Ⅳ「つなげる」のJの取組例としてサポートファイルが載っていますが、サポートファイル活用の割合は高まっているのでしょうか。サポートファイル作成の主旨がどれほど理解されて実際の指導や支援に生かされているのか、生かされていないとしたら何故なのかを探ることが必要ではないかと思えます。	サポートファイルにつきましては、「障害のある新就学児の教育相談会」において毎年200名近くの保護者が持参しており、多くの方が活用しております。本プランでは、各ライフステージにおける切れ目のない支援の実施を目指しており、就学の時期はもとより、入学後もサポートファイルが有効に活用されるよう、一層取組を推進してまいります。
42	各生活場面における一体的な支援の実施	特別支援教育コーディネーターについては、学区の中学校や近隣の小学校との連絡協議会があり、連携できていると感じますが、不登校支援コーディネーターやいじめ対策担当についてはまだ特別支援教育コーディネーターのようなシステムができていません。小学校から中学校へ申し送りは行っていますが、連携が不十分だと感じています。いじめや不登校を減らすためにも市として連絡協議会のような場があればいいと考えます。	不登校支援コーディネーター及びいじめ対策担当教諭に関しては、現在、年間計画に沿って各研修会を実施し、支援に関する有効な知見の共有や情報交換を行っているところでございます。今後、研修内容の充実を図るとともに、基本方針Ⅳ「つなげる」の事業「40」において連携を深められるよう努めてまいります。
43		「特別支援教育コーディネーター連絡協議会において」とあるが、放課後、児童が過ごす児童館が明記されていないのが理解できない。ワンストップの理解と支援を深めるためには、児童館（児童クラブ）の存在は重要であるはず。	特別支援教育コーディネーター連絡協議会におきましては、表記した機関に加えて、各児童館にも参加いただいております。ご指摘のとおり、放課後、子どもたちが過ごす児童館（児童クラブ）の役割の重要性を鑑み、当該箇所「児童館」の文言を追加いたします。
44	28 学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援	障害のある子どもたちについては、以前から(就学前)福祉～(学齢期)教育～(成人後)福祉の連携と受け渡しについて、課題とされていたと思います。就学前～学齢期については事業「39」で述べられていますが、その後については、事業「42」で実習や情報提供について述べるにとどまっています。受け渡しの連携についてももう少し具体的だと学校現場でもイメージしやすいものになるのではないのでしょうか。	各ライフステージにおける切れ目のない支援を実現するために、特に、学校卒業後の進路先への引継ぎも重要な取組でございます。鶴谷特別支援学校におきましては、これまでも高等部生徒の進路指導の一環として、進路先との引継ぎを行ってきたほか、卒業後一定期間ののアフターケアにも取り組んでおります。本プランの基本方針Ⅲ「つくる」においても、鶴谷特別支援学校の進路指導の充実を挙げているところでございます。また、高等学校等に在籍する生徒の引継ぎにつきましても、「36高等学校等における特別支援教育体制の整備」の中で、取り組むように努めてまいります。
45		「K学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援」に、高等学校に在籍する発達障害・身体障害等のある生徒に対する支援の施策を示すことはできないのでしょうか。既に仙台市立高等学校において行われている支援もあると思われそうですが、そういったことをここで改めて示すということでもよろしいかと思えます。	ご指摘の内容につきましては、基本方針Ⅲ「つくる」の「36高等学校等における特別支援教育体制の整備」に関連するものと考えられます。この中で、各学校が発達障害や身体障害等のある生徒に対する理解と支援の充実を図れるように取組を進めてまいります。
46		「42特別支援学級・特別支援学校と労働関係機関等との連携の推進」…については、保護者も、このように「子どもの将来を見据えて、今、どんな事が必要な力か？」を考えるきっかけのような機会がある事を願います。特別支援学校の保護者は、多少将来イメージを持ちながら、子どもの今の力を将来につなげる話し合いが学校等と出来ていると感じましたが、特別支援学級保護者は、その年度々の短期的な子どもの問題、学校との問題に気を奪われがちで、将来のイメージを持ちながら学校等と話し合いを持つ機会が薄いと感じていました。私が学校に子どもを通わせていた時代は担任も「卒業後の事は、進路先で考えればいい」と思う節がちでした。また、生活介護から一般就労、移行支援、訓練校まで、幅広い情報を提供できるものであって欲しいです。	ご意見のとおり、保護者の皆様が学校と共に、お子様の将来の自立に向けた話し合いを行うことは重要であると考えております。本プランでは、基本方針Ⅱ「たかめる」にございます「15障害のある児童生徒の保護者への支援の充実」の中で、卒業後の進路選択や社会資源等に関する正確な情報提供を掲げ、保護者の皆様への支援の充実を努めてまいります。

No.	意見（要約）	本市教育委員会の考え方（案）
47	基本方針ⅣのK「学校卒業後の社会参加の充実に向けた支援」で、取組例が「産業現場等における実習事例のデータベース化、仙台自分づくり教育」とありますが、視点が違うのではないかと思います。特別支援教育を必要とする児童生徒が学校卒業後に社会参加をするためには、卒業後に経験するのは遅く、学齢時から多様な社会参加の経験を積み重ねることが求められます。それを、実習事例のデータベース化や自分づくり教育で社会参加の充実に向けた支援になるのでしょうか、疑問です。	特別支援教育を必要とする児童生徒の学校卒業後の社会参加につきましては、事業「43仙台自分づくり教育の推進」において、学校卒業後を見据え、学齢時から文化・芸術・障害者スポーツ等、生涯学習につながる学習を積極的に取り入れることや、事業「44生涯学習に関する情報提供の充実」において、本人・保護者が生涯学習に関する社会資源に容易にアクセスできるよう、関係機関と連携した情報提供の充実を図ることを明記してございます。

■ 全体を通して（4件）

No.	ページ	項目	意見（要約）	本市教育委員会の考え方（案）
48	全体	全体	これまでの歩みや施策を受け、さらに今日的課題も取り入れた全体をよく網羅したプランになっていると思います。全ての項目が実現されることで、特別支援教育の推進が着実に図られることと思います。	4つの基本方針を踏まえた取組を着実に推進し、子ども一人ひとりの学びと成長を支えるとともに、障害のある児童生徒の保護者への支援の充実を努めてまいります。
49			プランの構成がわかりやすく、各ページもイラストやレイアウトが工夫されていてとても読みやすいと感じました。	本プランを作成するに当たり、現行プランである「仙台市特別支援教育推進プラン2018」の取組を整理・再編し、施策体系を見直すとともに、より分かりやすい表現となるようにいたしました。今後、本プランにつきましては、教職員、関係機関等の方々、保護者の皆様への周知に努め、認識を共有するとともに、施策の実現に努めてまいります。
50			発達理解に合わせた、性教育も大事だと思います。性教育は自分を守る事の一步だと思います。そして、それをどう伝えていかわからない保護者が沢山います。彼らは性とは、どういう事か？自分を大切にすることという事よりも、興味ばかりがいつの間にか大きくなって、彼らは思春期になり…結局本人が一番困る事になってしまってる事も知ってください。	障害のあるなしにかかわらず、発達段階に応じた性教育は大切であり、各学校においては、必要に応じて保護者と養護教諭、担任等が連携しながら対応してきているところでございます。今後も、児童生徒の実態を踏まえた適切な指導を行うという観点から、基本方針Ⅲ「つくる」の「29小中学校特別支援学級における適切な教育課程の編成」や「30特別支援学校における社会的ニーズを踏まえた教育課程の編成」における取組を推進し、各学校での教育実践が充実したものとなるよう努めてまいります。
51			どの項目も一読した時に、なるほどと感銘する内容ですが、コロナ禍による実体験の設定が難しい状況が今後も続く予想されるからこそ、オンラインやICT活用等の機器を活用しつつ、バーチャルではない実体験を通した学びにも取り組み、仙台市の特別支援教育が目指す理念の実現を心より願っております。	本プランでは、第4章「基本方針」において、障害のある児童生徒におけるICT活用の意義と取組について触れております。本プランと同様、現在策定を進めております「仙台市学校教育情報化推進計画（令和5年度～令和9年度）」に示された取組も踏まえながら、ICTの積極的な活用を図り、障害のある子ども一人ひとりが、自己選択、自己決定の力を高め、誇りを持って成長していけるよう、最新の技術も取り入れた取組を進めてまいります。